

名証自規G第6号

平成19年2月28日

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

決算短信の総合的な見直しに伴う留意事項等について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示をはじめ、当取引所の諸施策に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、「決算短信に関する研究会」(座長：黒沼悦郎早稲田大学大学院教授)の報告書を受けて、「決算短信の総合的な見直しに係る決算短信の様式・作成要領」を公表しております。(平成19年2月1日掲載の上場会社通知文)。

この新しい「決算短信の様式・作成要領」は、平成19年3月期決算発表(中間決算発表にあっては、平成19年9月期中間決算発表)から適用¹することとなっておりますが、適用にあたっての留意事項について別添1のとおり取りまとめるとともに、会社法の施行に伴い、決算短信の開示時期に関するお問い合わせを多数いただいておりますので、当件に関する留意事項を別添2のとおり取りまとめましたので、ご通知申し上げます。

併せて、決算短信の総合的な見直しに伴い、「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」、「親会社等に関する事項」について、決算短信から分離・独立した開示を求めることとしており、平成18年12月に所要の規則改正(「証券市場の健全性確保等に向けた上場制度の整備等に伴う有価証券上場規程等の一部改正について」平成18年12月6日付名証自規G第1035号)を行っておりますが、今般、上場会社における会社情報の適時開示に関する実務上の取扱いを別添3のとおりご通知申し上げます。

上場会社各社におかれましては、本通知の趣旨及び内容について十分ご理解をいただくとともに、引き続き適時適切な会社情報の開示に努めていただきますようお願い申し上げます。

敬具

¹ 平成19年3月1日以後に終了する決算期及びその中間決算期から適用。

送付資料一覧

別添 1 決算短信の総合的な見直しに係る留意事項について

- 別紙 1 決算短信作成要領（連結財務諸表作成会社用、非作成会社用）
- 別紙 2 決算短信・中間決算短信の様式（Wordファイル）

別添 2 会社法下における決算短信の開示時期に関する留意事項について

別添 3 「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」、「親会社等に関する事項」の開示に関する取扱い

- 別紙 1 投資単位の引下げに対する考え方及び方針等
- 別紙 1 「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」の開示に係る記載事例
- 別紙 2 親会社等に関する事項
- 別紙 2 親会社等に関する事項に係る開示例
- 別紙 3 TDnet における「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」、「親会社等に関する事項」の登録方法等について

【本件に関するお問合せ先】

自主規制グループ（上場監理担当）

電話：052-262-3174